

新本庁舎における議会フロアの在り方について【報告書】

1 はじめに

新本庁舎における議会フロアの在り方については、本庁舎建設に関する特別委員会に設置した第2小委員会（議会運営委員会を準用）を11回開催するとともに、2月には視察を実施し、議論を深めてきた。

この度、多治見市役所新本庁舎における議会フロアの在り方について、考え方を以下のように整理したので、報告する。

2 議会フロアの考え方

（1）市民に開かれた議会

多治見市議会基本条例前文「議会は、公正性、倫理性と透明性を確保することにより、市民に開かれた議会と市民参加を推進する議会を目指し、継続的な改革に努めなければなりません。」と規定され、新本庁舎においても、市民に開かれた議会の実現を目指す。

（2）議会フロアのコンパクト化

物価高騰による建設費の増大が懸念されている。議会フロアにおいても、議会活動に必要な空間の確保と床面積の圧縮の両立を図るとともに、コスト上昇を抑える設計とする必要がある。

（3）議会DXの推進

多様な人材の議会への参画、市民に開かれた議会の観点から、議会（委員会）のインターネット中継を行うとともに、ペーパーレス議会、オンライン議会の実施が可能な議会フロアの整備が必要である。

3 新本庁舎の議会関係設備について

3.1 議場の在り方

3.1.1 議場に求められる機能

（1）市民に開かれた議会（傍聴のしやすさ、訪れやすさ等）

- ・議場はあくまで議会機能の集約であり、市民が別目的で使いやすいという意味での「開かれた議会」ではない。
- ・議場としての機能を確保した上で、傍聴がしやすい、訪れやすい議会を目指す。

（2）傍聴席

- ・傍聴席に求めることは、以下の点である。

- ①傍聴しやすいこと
- ②議論の妨げにならないこと
- ③障がいのある人、子ども連れ等にも配慮すること
- ④十分な傍聴席の数を確保すること

(3) 議論がしやすい議場

- ・議員と執行部、議員間での議論がしやすい配置、設備とする。
- ・望ましい議場配置例としては、馬蹄配置型（U字配置型）が挙げられる。
- ・将来の議席数、執行部席数の変動に対応できるものとする。

(4) 議場の多目的利用の是非

- ・議場としての利用に支障のない範囲での多目的利用を拒むものではないが、積極的な利用推進を図るものではない。

(5) 設備面から見た議会活性化の促進

- ・以下の設備（例）を参考に、議会活性化を図るために必要な設備を整えるものとする。

設備（例）	内 容
映像設備 インターネット配信・通信設備	インターネット、ケーブルテレビ、FM 等、多様な手段で会議の内容を市民に発信する。
マイクシステム・音響設備	議場、傍聴席のどこからでも発言内容が聞き取りやすく、インターネット中継等でもクリアな音声 が保たれるものとする。
ディスプレイ	賛否・出席議員数、一般質問残時間等の表示を行 う。
スクリーン	一般質問資料の投影を行う。
電子採決システム	議員の手元で電子表決が可能。表決結果をディス プレイに表示する。
タブレット ペーパーレス議会システム	議案をデータ化しペーパーレス議会を実現する。 オンライン議会へも対応できるものとする。
W i - F i 環境	タブレットを用いた議事進行のため。
電源	デジタル化の進展を見越して必要な電源（コンセ ント）数を確保する。
L E D 照明	明るい議場とする。
空調設備	議事進行、議会中継時に妨げとならないよう静粛 性の高いものとする。
その他	各設備は、維持、更新が容易なものとする。

3.1.2 議場の多目的利用（ハイブリッド化）における論点

（１）ハイブリッド化の目的の明確化

- ・あくまで議会機能の集約であり、機能の範囲であれば他目的利用を拒むものではないが、目的は経費、スペースの節減であり、使用可能期間を考慮すると、積極的な利用促進は考えない。

（２）目的達成に向けた手法の検討

- ・議会内での議場の共用により、議会フロア全体の面積の圧縮に努める。
- ・議場は、本会議のほか、全員協議会及び全員参加の特別委員会でも使用可能である。これにより、全員協議会室は不要となる。

3.2 議長室等の在り方

- ・正副議長室内の応接スペースは廃止し、ミーティングスペースとする。
- ・議長応接室は別に設ける。
- ・正副議長室、議長応接室ともにシンプルなものとするが、二元代表としての市長室とのバランスを考慮したしつらえとする。
- ・正副議長の執務のための事務スペース、インターネット環境を確保する。
- ・議会事務局と隣接した配置とする。

3.3 委員会室の在り方

（１）他設備との併用について

- ・委員会室は、議場と同様に、議会での利用に支障のない範囲での多目的利用を拒むものではないが、積極的な利用推進を図るものではない。

（２）委員会室に求められる機能

- ・議員と執行部、議員間の議論がしやすい配置、設備とする。
- ・執行部の出席人数が多い委員会でも対応できるよう、また、傍聴人の多寡に対応できるよう余裕を持った広さとする。
- ・議場と同様に、委員会のインターネット中継が可能なものとする。
- ・執行部の会議室利用のほか、行政視察対応、議会主催会議での利用を想定し、家具、設備は可動式とし、１部屋を間仕切りで分割可能なものとする。

（３）部屋数はいくつ必要か

- ・議場で全員協議会及び全員参加の特別委員会を開催することを前提に、委員会室は１室とすることが可能である。

3.4 会派室の在り方

- ・会派室は、会派毎の個室とする。
- ・会派人数の変更を考慮したものとする。

3.5 議会図書室の在り方

- ・議会図書室は、現状の書庫形状のものではなく、議員が利用する共用スペースに配置する。

3.6 事務局の位置

- ・外部から議会フロア（議場、委員会室、会派室）にアクセスする動線上に議会事務局を配置し、セキュリティ対策を考慮する。

3.7 DXへの対応

3.7.1 通信環境（Wi-Fi）について

- ・タブレット等を活用したペーパーレス議会の実現のため、また議員活動の活性化のため、議場、委員会室を含めた議会フロア全体のWi-Fi環境を整備する。
- ・Wi-Fi環境は、関係者以外のアクセスができないようセキュリティ対策を考慮したものとするとともに、十分な通信量を確保する。

3.7.2 Web会議の是非

- ・多様な人材の議会参画の観点から、委員会のオンライン出席が可能となるよう、会議規則、委員会条例を改正する必要がある。
- ・本会議のオンライン出席は、現行の地方自治法上は、一般質問のみ認められており、オンライン出席による本会議の開催も視野に入れた設備とする。
- ・委員会室については、オンラインによる行政視察の受け入れや各種会議等を想定した設備とする。

3.7.3 インターネット中継の在り方

- ・傍聴できる人数に限りがあることから、開かれた議会のためには、会議のインターネット中継は必要である。
- ・より開かれた議会を目指して、現在の本会議だけでなく、委員会のインターネット中継も実施すべきであり、委員会室にも映像設備、中継設備の設置が必要である。
- ・事務局による編集等の手間がかからない設備とする。

3.7.4 タブレット等の持ち込みについて

- ・本会議、全員協議会、常任・特別委員会等で、議案等の資料を全てデータ化して出席者に配信し、会議では手元のタブレットで確認するペーパーレス会議を実施できるようにする。

- ・会議運営を支援するとともに、議案データ等の蓄積・検索が可能なように、ペーパーレス議会システムを導入する。
- ・執行部の利用も含めて検討が必要である。

3.7.5 資料のデータ配信について

- ・資料は全て議員にデータ配信する。
- ・議会システムのクラウド上に資料が蓄積され、資料の検索が容易となる。
- ・別途、資料のデータ配信ルールを定める必要がある。

3.8 その他

- ・過去の会議録を保管する書庫は、会議録の経年劣化を防ぐとともに耐火性に優れた書庫とする。
- ・本報告書記載事項以外にも、議論の活性化やコスト縮減の観点からの提案を求める。

4 議会フロアの在り方に関する議論の経過

日付	委員会	内容
R5. 10. 20	本庁舎建設に関する特別委員会	・特別委員会に第2小委員会を設置
R5. 11. 6	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・正副委員長の互選 ・議論すべき論点について ・議会フロア検討スケジュールについて
R5. 11. 15	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・議論すべき論点について ・議会フロア検討スケジュールについて
R5. 12. 5	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・議論の進め方について ・新本庁舎の議会関係設備について ((1)議場の在り方 ①議場に求められる機能 ②議場の多目的利用(ハイブリッド化)における論点) ・行政視察について
R5. 12. 6	本庁舎建設に関する特別委員会 協議会	・議会フロアに関する議論の論点について ・議会フロア検討スケジュールについて
R5. 12. 20	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・新本庁舎の議会関係設備について ((1)議場の在り方 ①議場に求められる機能 ②議場の多目的利用(ハ

		イブリッド化)における論点) ・行政視察について
R6.1.10	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・新本庁舎の議会関係設備について ((1) 委員会室の在り方 (2) 会 派室の在り方) ・行政視察について
R6.1.19	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・新本庁舎の議会関係設備について ((1) 委員会室の在り方 (2) 会 派室の在り方)
R6.2.9	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会 行政視察	・愛知県常滑市 ・愛知県高浜市
R6.2.13	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・新本庁舎の議会関係設備について ((1) 議長室等の在り方 (2) 議 会図書室の在り方 (3) 事務局の 位置 (4) DXへの対応) ・新本庁舎における議会フロアの在 り方について(報告書素案)
R6.2.14	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会 行政視察	・愛知県あま市
R6.2.19	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・行政視察結果について
R6.2.19	本庁舎建設に関する特別委員会 協議会	・議会フロアの検討状況について
R6.3.8	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・新本庁舎における議会フロアの在 り方について
R6.3.18	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・新本庁舎における議会フロアの在 り方について
R6.4.10	本庁舎建設に関する特別委員会 第2小委員会	・新本庁舎における議会フロアの在 り方について(報告書案)
R6.4.19	本庁舎建設に関する特別委員会 協議会	・新本庁舎における議会フロアの在 り方について(報告書案)